

第 159 期決算公告

平成 19 年 6 月 20 日

山形県山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社 きらやか銀行
取締役頭取 長谷川 憲 治

株式会社 殖産銀行

第 159 期末（平成 19 年 3 月 31 日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	55,042	預金	569,898
現金	17,168	当座預金	18,176
預け金	37,873	普通預金	173,423
商品有価証券	15	貯蓄預金	2,141
商品国債	10	通知預金	9,095
商品地方債	4	定期預金	353,624
金銭の信託	100	定期積金	11,698
有価証券	96,468	その他の預金	1,739
国債	73,497	譲渡性預金	1,100
地方債	3	コールマネー	118
社債	15,221	借入金	6,000
株	7,535	借入金	6,000
その他の証券	209	その他負債	2,428
貸出金	438,892	未決済為替借	350
割引手形	6,977	未払法人税等	46
手形貸付	21,338	未払費用	984
証書貸付	369,318	前受収益	360
当座貸越	41,257	従業員預り金	159
外国為替	475	給付補てん備金	18
外国他店預け	460	金融派生商品	0
買入外国為替	0	その他の負債	506
取立外国為替	13	退職給付引当金	256
その他資産	1,942	役員退職慰労引当金	263
未決済為替貸	176	再評価に係る繰延税金負債	1,317
前払費用	11	支払承諾	6,076
未収収益	608	負債の部合計	587,459
その他の資産	1,145	(純資産の部)	
有形固定資産	8,013	資本金	7,700
建物	2,395	資本剰余金	5,641
土地	4,991	資本準備金	5,641
その他の有形固定資産	626	その他資本剰余金	0
無形固定資産	1,563	利益剰余金	1,414
ソフトウェア	1,461	利益準備金	2,033
その他の無形固定資産	101	その他利益剰余金	△ 618
繰延税金資産	2,686	退職給与積立金	583
支払承諾見返	6,076	別途積立金	4,930
貸倒引当金	△ 11,491	繰越利益剰余金	△ 6,131
		株主資本合計	14,756
		その他有価証券評価差額金	△ 3,989
		土地再評価差額金	1,558
		評価・換算差額等合計	△ 2,430
		純資産の部合計	12,326
資産の部合計	599,785	負債及び純資産の部合計	599,785

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年 ～ 50年

動 産 3年 ～ 6年

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,488百万円であります。

10. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の適用により、役員賞与が費用処理されることになったこと及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号昭和57年9月21日)が平成19年4月13日付改訂され、役員退職慰労金に関する会計処理が明確化され、同取扱いを当事業年度から早期適用することが可能となったことから、当事業年度より、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金に計上しております。

この変更に伴い、当事業年度発生額39百万円は営業経費に計上し、適用初年度の期首に計上すべき過年度相当額223百万円は特別損失に計上しております。

この結果、従来と同一の会計基準によった場合に比べ、経常損失は39百万円、税引前当期純損失は263百万円増加しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異(4,401百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

(追加情報)

確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成17年8月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

当事業年度における損益に与えている影響額は、特別利益として2,069百万円計上しております。

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 468 百万円

上記金銭債権総額は、取締役及び監査役が代表取締役を兼任している会社に対するものであります。

17. 親会社株式の金額 113 百万円

18. 関係会社の株式総額（親会社株式を除く） 27 百万円

19. 関係会社に対する金銭債権総額 926 百万円

20. 関係会社に対する金銭債務総額 6,302 百万円

21. 有形固定資産の減価償却累計額 7,379 百万円

22. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,024 百万円

23. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び車輛の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

① 取得原価相当額	動 産	1,714 百万円
	その他	1,120 百万円
	合 計	2,835 百万円

② 減価償却累計額相当額	動 産	637 百万円
	その他	358 百万円
	合 計	995 百万円

③ 期末残高相当額	動 産	1,077 百万円
	その他	762 百万円
	合 計	1,839 百万円

④ 未経過リース料 期末残高相当額	1年内	456 百万円
	1年超	1,439 百万円
	合 計	1,896 百万円

⑤ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	478 百万円
--------	---------

減価償却費相当額	417 百万円
----------	---------

支払利息相当額	76 百万円
---------	--------

⑥ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑦ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

24. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,057百万円、延滞債権額は 21,711百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

25. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は200百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,464百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

27. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,432百万円であります。

なお、24. から27. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

28. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、450百万円であります。

29. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,977百万円であります。

30. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 10,682 百万円

その他 4 百万円

担保資産に対応する債務

預金 417 百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券16,498百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は208百万円、敷金は324百万円であります。

31. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,348百万円

なお、土地再評価差額は、土地の再評価に関する法律第7条の2第1項の規定により、配当に充当することが制限されております。

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,000百万円が含まれております。

33. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 7,270百万円であります。

34. 1株当たりの純資産額 193円 72銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

35. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当にかかる利益準備金の計上額は、80百万円であります。

36. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下39. まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	15	—

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	7,081	6,896	△ 185	472	658
債券	85,218	81,412	△ 3,805	0	3,806
国債	77,137	73,497	△ 3,639	0	3,639
地方債	3	3	△ 0	0	0
社債	8,076	7,911	△ 165	0	166
その他	207	209	1	2	1
合計	92,507	88,518	△ 3,989	476	4,465

なお、上記の評価差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当期において、その他有価証券で時価のある株式について 301百万円減損処理を行っております。

また、有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について決算日前1ヵ月間の平均時価が取得原価

に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

37. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	46,439	532	144

38. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	10
関連法人等株式	17
その他有価証券	
非上場株式	612
非上場国内債券	7,310

39. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	1,294	8,113	18,736	60,577
国債	—	1	12,918	60,577
地方債	—	2	1	—
社債	1,294	8,110	5,816	—

40. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	100	—

41. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、77,625百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが69,915百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

42. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	5,318	百万円
税務上の繰越欠損金	2,695	
その他有価証券評価差額	1,613	
減価償却の償却超過額	160	
役員退職慰労引当金損金算入限度超過	106	
退職給付引当金損金算入限度超過額	103	
その他	320	
繰延税金資産小計	10,318	
評価性引当額	7,631	
繰延税金資産合計	2,686	
繰延税金負債合計	—	
繰延税金資産の純額	2,686	百万円

43. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は12,326百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期末処理損失」は、「その他利益剰余金」の「退職給与積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

③ 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

44. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成17年12月27日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から各会計基準および同適用指針を適用しております。

第159期 (平成18年 4月 1日 から 平成19年 3月31日 まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		15,048
資金運用収益	11,995	
貸出金利息	11,041	
有価証券利息配当金	883	
コールローン利息	44	
預け金利息	0	
その他の受入利息	25	
役員取引等収益	2,344	
受入為替手数料	651	
その他の役員収益	1,692	
その他業務収益	90	
外国為替売買益	16	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	73	
国債等債券償還益	0	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	617	
株式等売却益	459	
金銭の信託運用益	1	
その他の経常収益	157	
経常費用		22,553
資金調達費用	903	
預金利息	699	
譲渡性預金利息	41	
コールマネー利息	6	
借入金利息	155	
その他の支払利息	0	
役員取引等費用	904	
支払為替手数料	245	
その他の役員費用	658	
その他業務費用	110	
国債等債券売却損	110	
営業経費用	10,324	
その他経常費用	10,310	
貸倒引当金繰入額	7,828	
貸出金償却	1,334	
株式等売却損	34	
株式等償却	301	
その他の経常費用	812	
経常損失		7,504
特別利益		2,544
固定資産処分益	0	
償却債権取立益	474	
その他の特別利益	2,069	
特別損失		355
固定資産処分損失	99	
減損損失	32	
その他の特別損失	223	
税引前当期純損失		5,315
法人税、住民税及び事業税		19
法人税等調整額		911
当期純損失		6,246

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	－ 百万円
役務取引等に係る収益総額	－ 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	4 百万円
その他の取引に係る収益総額	－ 百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	155 百万円
役務取引等に係る費用総額	－ 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	799 百万円
その他の取引に係る費用総額	－ 百万円

3. 1株当たり当期純損失金額 98円 16銭

4. その他の特別利益は、代行反上に伴う最低責任準備金と確定返還額との差異額であります。

5. その他の特別損失は、役員退職慰労引当金繰入額であります。

6. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
店舗	土地	山形県内	23
遊休資産	土地	山形県内	9
計			32

上記の資産については、売却を予定しているため、減損損失を認識いたしました。

営業店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループ、エリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、廃止予定店舗及び遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部、地区センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

それぞれの資産について投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価格であります。正味売却価格は「不動産鑑定評価書」に基づいて算定しております。

7. 関連当事者との取引は、以下の通りであります。

兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	殖銀カードサービス(株)	なし	債権被保証	被保証	79,838	—	78,794
				保証履行	133	—	—
				支払保証料(注1)	65	—	—

(注1) 保証料率については、代弁率を基礎として、每期交渉の上決定しております。

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	大久保靖彦	なし	非常勤監査役債権被保証	被保証(注1)	399	—	350

(注1) 代表権を有している蔵王パプウェイ(株)への貸出金について、保証を行っております。

8. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これこともない、利益処分計算書は当期から作成しておりません。

第159期末（平成19年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	55,042	預 金	569,879
商品有価証券	15	譲渡性預金	1,100
金銭の信託	100	コールマネー及び売渡手形	118
有価証券	96,459	借 用 金	6,000
貸 出 金	438,641	そ の 他 負 債	2,432
外 国 為 替	475	退職給付引当金	256
そ の 他 資 産	1,943	役員退職慰労引当金	263
有形固定資産	8,013	再評価に係る繰延税金負債	1,317
建 物	2,395	支 払 承 諾	6,076
土 地	4,991	負債の部合計	587,444
その他の有形固定資産	626	（純資産の部）	
無形固定資産	1,563	資 本 金	7,700
ソフトウェア	1,461	資 本 剰 余 金	5,641
その他の無形固定資産	101	利 益 剰 余 金	1,172
繰延税金資産	2,694	株 主 資 本 合 計	14,513
支払承諾見返	6,076	その他有価証券評価差額金	△ 3,982
貸倒引当金	△ 11,491	土 地 再 評 価 差 額 金	1,558
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,423
		純資産の部合計	12,090
資産の部合計	599,535	負債及び純資産の部合計	599,535

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結貸借対照表等の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

・殖銀ビジネスサービス 株式会社

なお、殖銀カードサービス株式会社は、保有株式売却に伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

なお、殖銀キャピタル株式会社は、議決権割合の低下に伴い関連法人等となったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外し持分法を適用しております。

② 非連結の子会社及び子法人等 1社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2社

会社名

・殖銀キャピタル 株式会社

・株式会社 東北バンキングシステムズ

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

3. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

4. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

5. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

6. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

7. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

動 産 3年～6年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

8. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

9. 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,488百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）の適用により、役員賞与が費用処理されることになったこと及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号昭和57年9月21日）が平成19年4月13日付改訂され、役員退職慰労金に関する会計処理が明確化され、同取扱いを当連結会計年度から早期適用することが可能となったことから、当連結会計年度より、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金に計上しております。

この変更に伴い、当連結会計年度発生額39百万円は営業経費に計上し、適用初年度の期首に計上すべき過年度相当額23百万円は特別損失に計上しております。

この結果、従来と同一の会計基準によった場合に比べ、経常損失は39百万円、税金等調整前当期純損失は263百万円増加しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法も以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（4,401百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(追加情報)

確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成17年8月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

当連結会計年度における損益に与えている影響額は、特別利益として2,069百万円計上しております。

13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
15. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
17. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 468 百万円
上記金銭債権総額は、当行取締役及び当行監査役が代表取締役を兼任している会社に対するものであります。
18. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 18 百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 7,379 百万円
20. 有形固定資産の圧縮引当額 1,024 百万円
21. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び車輛の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 - ① 取得原価相当額

動産	1,714	百万円
その他	1,120	百万円
合計	2,835	百万円
 - ② 減価償却累計額相当額

動産	637	百万円
その他	358	百万円
合計	995	百万円

③ 期末残高相当額	動 産	1,077	百万円
	その他	762	百万円
	合 計	1,839	百万円
④ 未経過リース料	1年内	456	百万円
期末残高相当額	1年超	1,439	百万円
	合 計	1,896	百万円
⑤ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料		478	百万円
減価償却費相当額		417	百万円
支払利息相当額		76	百万円

⑥ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑦ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,057百万円、延滞債権額は 21,711百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 200百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 9,464百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 34,432百万円であります。

なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、450百万円であります。

27. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 6,977百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 10,682 百万円

その他 4 百万円

担保資産に対応する債務

預金 417 百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券16,498百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 208百万円、敷金は 324百万円であります。

29. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,348百万円

30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,000百万円が含まれております。

31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 7,270百万円であります。

32. 1株当たりの純資産額 190円 01銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下36. まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	15	0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	7,081	6,896	△ 185	472	658
債券	85,218	81,412	△ 3,805	0	3,806
国債	77,137	73,497	△ 3,639	0	3,639
地方債	3	3	△ 0	0	0
社債	8,076	7,911	△ 165	0	166
その他	207	209	1	2	1
合計	92,507	88,518	△ 3,989	476	4,465

なお、上記の評価差額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額6百万円を加算した額△3,982百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について301百万円減損処理を行っております。

また、有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について連結決算日前1ヵ月間の平均時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

34. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	46,439	532	144

35. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	612
非上場国内債券	7,310

36. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	1,294	8,113	18,736	60,577
国債	—	1	12,918	60,577
地方債	—	2	1	—
社債	1,294	8,110	5,816	—

37. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	100	—

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、77,625百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが69,915百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等および少数株主持分に区分のうえ、表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は12,090百万円であります。

(2) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(4) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

①これにより、従来の「動産不動産」中の「土地建物動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

また、「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

②「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

40. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成17年12月27日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準および同適用指針を適用しております。

第159期 (平成18年 4月 1日 から 平成19年 3月31日 まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		15,064
資 金 運 用 収 益	11,990	
貸 出 金 利 息	11,041	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	878	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	44	
預 け 金 利 息	0	
そ の 他 の 受 入 利 息	25	
役 務 取 引 等 収 益	2,345	
そ の 他 業 務 収 益	90	
そ の 他 経 常 収 益	637	
経 常 費 用		22,570
資 金 調 達 費 用	903	
預 金 利 息	699	
譲 渡 性 預 金 利 息	41	
コ ー ル マ ー ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	6	
借 用 金 利 息	155	
そ の 他 の 支 払 利 息	0	
役 務 取 引 等 費 用	904	
そ の 他 業 務 費 用	110	
営 業 経 費	10,326	
そ の 他 経 常 費 用	10,326	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7,828	
そ の 他 の 経 常 費 用	2,497	
経 常 損 失		7,506
特 別 利 益		2,569
固 定 資 産 処 分 益	25	
償 却 債 権 取 立 益	474	
そ の 他 の 特 別 利 益	2,069	
特 別 損 失		449
固 定 資 産 処 分 損	99	
減 損 損 失	32	
そ の 他 の 特 別 損 失	318	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		5,386
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		19
法 人 税 等 調 整 額		909
当 期 純 損 失		6,314

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純損失金額 99円 24銭

3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 1,334百万円を、株式等償却301百万円を含んでおります。

4. その他の特別利益は、代行返上に伴う最低責任準備金と確定返還額との差異額であります。

5. 「その他の特別損失」には、役員退職慰労引当金繰入額223百万円を含んでおります。

6. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
店舗	土地	山形県内	23
遊休資産	土地	山形県内	9
計			32

上記の資産については、売却を予定しているため、減損損失を認識いたしました。

営業店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループ、エリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、廃止予定店舗及び遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部、地区センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

それぞれの資産について投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価格であります。正味売却価格は「不動産鑑定評価書」に基づいて算定しております。

7. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。